

食流機構

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
<http://www.ofsi.or.jp/>

2021

8 月号

No.308

OFSI

I N D E X

- 巻頭言 ②
- 令和3年度 第43回食品産業優良企業等表彰の案内 ④
- オリ・パラリンピック期間中・期間前後の交通対策に御留意点ください ⑤
- 不動産の相続登記や住所変更登記の義務化がスタートします ⑤
- 法務局における自筆証書遺言書保管制度がスタートします ⑥
- 農林水産統計情報 ⑦
- 食品流通業界にも影響が大きいプラスチック資源循環促進法が成立しました ⑧



第40回食品産業優良企業表彰式典より

巻頭言

— コロナ対策における「要請」からみえるもの —

昨年来、世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延し、社会経済活動に大きな影響を及ぼしてきました。日本も例外ではなく、東京都などに何度も緊急事態宣言が発出され、経済活動にも大きな影響を与え、内閣府の発表による昨年の経済成長率はマイナス 4.8% とリーマンショック時を上回る経済の落ち込みを記録しました。社会の様々な活動にも影響を与え、東京オリンピック、パラリンピックの安全な開催について国民の間で大きな議論になりました。

食品関連産業にも大きな影響を与えたことは、皆さんご存じのとおりです。特に外食関係への需要の落ち込みは大きく、6月23日の日経MJによるとパブ・居酒屋は対19年比47%減となっております。

緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が発動されるたびに「営業の自粛」、「酒の提供の自粛」という「要請」が行われ、経営者はその対応に追われました。

ところで、この「要請」という手法との関係で日本の緊急事態宣言の内容が国際的にも注目されていることもまた事実です。日本は、緊急事態宣言とは言いながら、ほとんど、いやむしろ全くと言っていいほど強制的措置を使わず、もっぱら、国民の協力という自発的な行為に依存していることが、世界的にも稀有なコロナ対策だと見られているのです。諸外国で見られるような飲食店の休業指示もなければ、国民の外出禁止や都市間移動制限もありません。せいぜい、不要不急の外出を控えてほしい、県間の移動を控えてほしいという要請がなされる程度です。(これは、経済活動への影響を極力少なくしたいという意図が背景にあるのはよく指摘されるところであり、いわば二兎を追った政策といえます。)

昨年の5月に最初の緊急事態宣言が解除された後、当時の安倍首相が「日本モデル」の有効性を強調したことは、記憶に新しいところです。

この日本のコロナ感染症対策は、感染者、濃厚接触者を追跡するクラスター対策と、感染が広がった時の緊急事態宣言(あるいは蔓延防止等重点措置)の2つからなっています。感染者の数が第2波、第3波と回を重ねるに従い、感染者の母数が大きくなる傾向があり、クラスター対策も追いつかなくなってきております。また、緊急事態宣言も内容的には強制力をともなわない自粛の要請のみであり自粛疲れとか言われるように、だんだん効果が薄れてきています。日本モデルも次第に怪しくなってきました。

ところでこの自粛の「要請」とはどういう性格のものでしょうか。日本語の普通の意味では、要請はあくまで要請であり、強制ではないので、呼びかけに応じるかどうかは、個々人の意思によるということになります。

ただ、この政府の要請はいわゆる特措法(新型インフルエンザ等対策特別措置法)という法律に基づいたものであるということが、普通の政府の協力要請と違うところです。

そして、要請に従わない場合は、指示に進み、氏名の公表、改正特措法では、過料を科すこともできることになっています。つまり、そこまで進むかは行政の裁量ですが最終的にはペナルティーを伴う強制的な措置に移行していくものなのです。

本来、応じるかどうか自由であるべき要請が、この制度のもとでは、最後の段階では限りなく強制性を帯びてくるのは否めないと思います。何も強制的措置を奨励してはありませんが、最後は強制になるのであればはじめから指示とか命令にしたらいいのではないかと感じてしまいます。強制措置にすると補償が必要だということを政府は恐れているのでしょうか。

発生 of 初期の段階から補償付きの強制措置を取った方が、結果的に少ない財政支出で感染の押さえ込みができたのではないのでしょうか。

それはともかく、我が国のコロナ対策がほとんど強制力のない「要請」が中心をなしているのはどういふわけでしょうか。

一つは、今見たように、補償を避けようという財政的な理由があるのでしょうか。

二つ目には、日本人の協調精神に期待しようという考えがあるのでしょうか。政府が国民に対して営業の自粛、お酒の提供の自粛を要請すれば、大半の国民が応じるという期待があるのでしょうか。

三つ目には、これが国会などでは最も強調される点ですが、できるだけ国民の権利を制限しないようにすべきだという考えがあります。

一つ目の点については、先ほど触れたように、制度の仕組み方によっては、強制措置のほうがかえって財政負担が少なく済むこともありうると思います。

二つ目の点がまさに「日本モデル」の肝ではないかと思ひます。外国の人が驚くのが、なぜ日本人は政府の「要請」にかくも協力的なのかということです。しかし、これも、緊急事態宣言が重なるごとにいわゆる自粛疲れや慣れが国民の間に強まり、効果が薄れつつあるのは見てきたとおりです。(経済への影響を考慮に入れて、はじめから一定程度は守られないことを予定しているのかも知れません。)

また、この国民の協力意思に依存するやり方は、戦前の国民の総動員を想起させる面もあり、国民の間で同調圧力を生むという意味で弊害も大きいと思ひます。

コロナ対策が要請に頼っている最も大きな理由は、三つ目の点、国民の権利の制限に対する抑制的な政府や国会の態度であると思ひます。

先の通常国会での特措法改正の議論を見てみるとこの権利の制限の問題、罰則の問題に終始した感があります。一次、二次の緊急事態宣言の経験から多くの知事は罰則の必要性を強調していましたが、いざ国会で審議が始まると、その声は全く潜んでしまいました。「要請」でなくもっと実効性のある強制措置を導入すべきという声は、私の知る限り国会の外からも中からも聞こえてきませんでした。国会の野党の要求は一貫して罰則の導入に反対、その過料への変更であり、強制性をできるだけ弱めるものでした。

マスクはこの動きを歓迎しておりました。しかし、なかなか収束の展望を開けない政府のコロナ対策には、国民はかなり不満を持っているのではないかと思ひますし、内心では要請しかできない緊急事態宣言ではコロナを抑えこむ効果は薄いと思ひているのではないのでしょうか。それは、累次の世論調査でも表れています。もちろん、国民の権利を制限することには抑制的であることは当然ですが、国民の生命がかかっているような場合には、躊躇なく対応することをむしろ国民は期待しているのではないのでしょうか。発動するかは別として、いざというときのために少なくともそのような手段を平時から準備しておくことを望んでいるのではないのでしょうか。

翻って考えてみますと、コロナ対策が強制を伴わない、優しい「要請」にとどまっているという日本モデルの特徴は、日本の民主主義の特殊性に由来しているのではないかと思ひます。戦前の苦い経験から国民の権利制限や統制的措置を忌避する傾向が政府も国会も強いということは理解できますが、その名のもとに政治的リスクを避けるという傾向があるのではないかと感じます。民主主義は、選挙を通じて国民の主権を立法者、政府に預けているわけですから、この負託にこたえて国民の健康を守るのが国家の義務ではないかと思ひますが、そういう民主主義の厳しさが日本には足りないのではないかと思ひます。これは、我々国民に民主主義は自分たちのもので自分たちが作り育てるものだという当事者意識が足りないことに淵源しているのかもしれない。

ワクチンの接種が進んで感染者数が減少して社会経済活動が正常化してくると政治家も国民も感染症対策の問題など忘れてしまうのかもしれない。

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

会長 村上秀徳

令和3年度 第43回食品産業優良企業等表彰の案内

本表彰は、食品産業の発展と国民食生活の向上に寄与することを目的に昭和54年に始まり、以来、食品製造業及び食品流通業において、今回のコロナウイルス感染拡大等の深刻な状況への対応を含め、顕著な功績をあげた企業、団体、個人及び高度の技術・技能の保持者を広く顕彰しています。

■表彰部門 <食流機構は、下記表彰部門のうち、「食品流通部門」を担当しています>

◆食品産業部門<農商工連携推進タイプ>	地域の農林水産物の生産者との連携による功績
<経営革新タイプ>	経営の近代化、新技術・新製品開発、栄養・健康に配慮した食品の開発・普及による功績
◆食品流通部門	食品卸売業・小売業の発展と食品の流通の合理化による功績
◆CSR部門	食品の安全性、消費者への信頼性の向上、コンプライアンス体制の推進等による功績
◆環境部門<食品リサイクル推進タイプ>	食品循環資源の再生利用等の促進による功績
<容器包装リサイクル推進タイプ>	容器包装の排出抑制、再使用及び再生使用等の功績
<省エネ等環境対策推進タイプ>	省エネ・省力化技術の推進又は環境の保全による功績
◆団体部門	団体運営が特に優秀なもの、し界の発展への功績
◆マイスター部門	食品の製造・加工等において高度の技術・技能を有する者

■表彰区分

- ・農林水産大臣賞
- ・農林水産省大臣官房長賞
- ・一般財団法人 食品産業センター会長賞
- ・公益財団法人 食品等流通合理化促進機構会長賞

受賞者には、表彰式典の席上で農林水産大臣賞をはじめ各賞に係る賞状が授与されます。また、受賞者の功績等は関係方面に広く紹介されます。

■応募締切日 令和3年9月30日（木）消印有効

- スケジュール 学識経験者等によって構成される審査委員会が年内に開催され、各賞の受賞者が決定されます。
結果は、令和4年1月下旬から2月上旬にかけてそれぞれの受賞者及び推薦者に通知され、表彰式典は同年3月上旬に東京都内で行われます。

<問い合わせ先>

当表彰は、（一財）食品産業センターと共催で実施しています。

詳細は、食流機構ホームページ（<http://www.ofsi.or.jp/yuryoukigyuu/>）に掲載しております。 総務部：TEL（03-5809-2175）・FAX（03-5809-2183）

オリ・パラリンピック期間中・期間前後の 交通対策に御留意ください (7月19日～8月9日、8月24日～9月5日)

東京2020オリンピック・パラリンピック大会の期間中・前後(7月19日～8月9日、8月24日～9月5日)の交通対策の一つとして、首都高速道路の夜間割引や昼間の料金上乗せが行われます。

＜ホームページ <https://www.shutoko.jp/fee/fee-info/2020rp/> ＞

昼間の料金上乗せは、首都高の5車種区分における「中型車」、「大型車」、「特大車」は対象外です。事業者の皆様方はどうぞ御留意ください。

	夜間割引		料金上乗せ	
	ETC搭載車	現金車	ETC搭載車	現金車
対象範囲	首都高全線		首都高 都内区間	首都高全線 (一部、下り線除く)
料金パターン	5割引 0時～4時		1,000円上乗せ 6時～22時	
対象車種	全車種	なし	マイカー等	普通車以下の全て

不動産の相続登記や住所変更登記の 義務化がスタートします

現在、不動産の相続登記や住所変更登記の申請は義務ではありませんが、所有者不明土地の発生(土地全体の22%(平成29年国交省調査))や隣接する土地への悪影響の大きな原因となっていることから、改正民法等とともに、改正不動産登記法が令和3年4月21日に成立、同月28日に公布されました。3年又は5年以内の施行日以降は、正当な理由がない申告漏れに対して過料の罰則が科せられます。

＜法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/content/001347356.pdf> ＞

■相続登記の義務化

不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられます(正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり)。

施行日は、改正法公布後3年以内の政令で定める日(現時点では政令は未制定)です。

■住所変更登記の義務化

所有権の登記名義人に対し、住所等の変更日から2年以内にその変更登記の申請をすることが義務付けられます(正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり)。

施行日は、改正法公布後5年以内の政令で定める日(現時点では政令は未制定)です。

法務局における自筆証書遺言書保管制度がスタートします (令和3年7月10日～)

現在、自筆で作成された遺言書の多くは自宅で保管されていますが、

- ・遺言書が紛失・亡失するおそれがある
- ・相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがある
- ・これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある

といった問題が指摘されています。

このため、法務局（遺言書保管所）で、遺言書を保管する制度が本年7月10日からスタートします。

＜法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html ＞

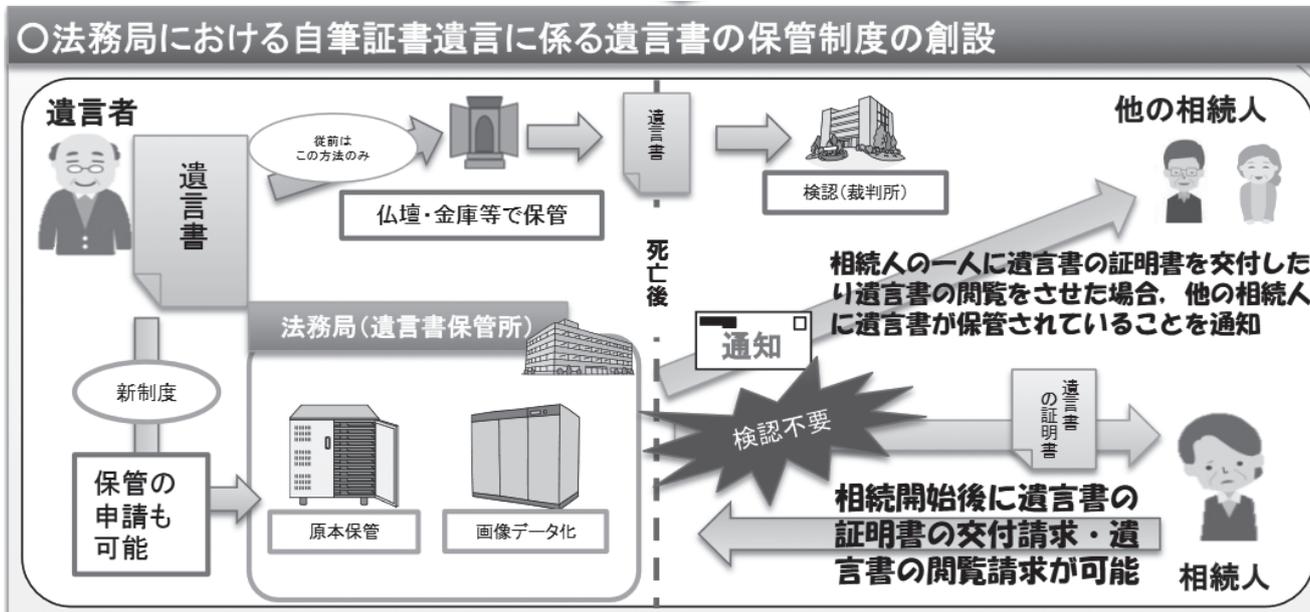
■保管の申請ができる遺言書保管所は、以下のいずれかの土地を所管する遺言所保管所です。

- ①遺言者の住所地 ②遺言者の本籍地 ③遺言者が所有する不動産の所在地

■この保管制度の対象となる自筆証書遺言書は、

- ①作成年月日を記載する ②財産目録以外は全て自書する
③A4サイズの用紙を使用する ④ボールペン等の容易に消えない筆記具を使用する等の様式が要求されます。

■遺言書の保管申請には1件当たり3,900円の手数料がかかります。



**ジビエ産地
情報サイト
を開設!**

機構ホームページ内に、全国各地のジビエ産地の情報を紹介するサイトを開設しました。ジビエに興味がある外食・中食事業者の皆様、是非ご活用下さい。

<http://www.ofsi.or.jp/domestic-food-supply/gibier-info> (機構 HP 内下記アイコン)

担当：業務部 田中

TEL：03-5809-2176 FAX：03-5809-2183



農林水産統計情報

令和3年4月～令和4年3月までの公表予定より

(https://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/attach/pdf/index_nenkan_r3-2.pdf)

農林水産省（大臣官房統計部及び各局庁等）が公表している農林水産統計について、8月に掲載が予定されている生産・流通に関する資料名を紹介します。

資料名	収録内容	担当課（室）
大臣官房統計部		
・作物統計調査：令和2年産キウイフルーツの結果樹面積、収穫量及び出荷量	全国・都道府県別の結果樹面積、10a 当たり収穫、収穫量及び出荷量	生産流通消費統計課
・水産物流通調査：令和2年水産加工統計調査結果	全国の水産加工経営体における品目別生産量	消費統計室
・作物統計調査：令和3年産一番茶の摘採面積、生葉収穫量及び荒茶生産量（生産県）	主産県別の摘採面積、10a 当たり生葉収量、生葉収穫量及び荒茶生産量	生産流通消費統計課
・農業経営統計調査：令和2年産かんしょ生産費	10a 当たり及び100kg 当たり種苗費、肥料費、農機具費、労働費等の費用、10a 当たり労働時間等	経営・構造統計課
・農業経営統計調査：令和2年産さとうきび生産費	10a 当たり及び1t 当たり種苗費、肥料費、農機具費、労働費等の費用、10a 当たり労働時間等	経営・構造統計課
・農業経営統計調査：令和2年産大豆生産費（個別経営）	10a 当たり及び60kg 当たり種苗費、肥料費、農機具費、労働費等の費用、10a 当たり労働時間等	経営・構造統計課
・農業経営統計調査：令和2年産そば生産費	10a 当たり及び45kg 当たり種苗費、肥料費、農機具費、労働費等の費用、10a 当たり労働時間等	経営・構造統計課
・農業経営統計調査：令和2年産原料用ばれいしょ生産費	10a 当たり及び100kg 当たり種苗費、肥料費、農機具費、労働費等の費用、10a 当たり労働時間等	経営・構造統計課
・農業経営統計調査：令和2年産大豆生産費（組織法人経営）	10a 当たり及び60kg 当たり種苗費、肥料費、農機具費、労働費等の費用、10a 当たり労働時間等	経営・構造統計課
・作物統計調査：令和2年産パイナップルの収穫面積、収穫量及び出荷量（沖縄）	沖縄県の収穫面積、10a 当たり収量、収穫量及び出荷量	生産流通消費統計課
・作物統計調査：令和2年産指定野菜及び指定野菜に準ずる野菜の作付面積、収穫量及び出荷量（併載：令和2年産野菜（41品目）の作付面積、収穫量及び出荷量（年間計））	秋冬野菜、指定野菜に準ずる野菜等の全国・都道府県別の作付面積、10a 当たりの収量、収穫量及び出荷量並びに年間計	生産流通消費統計課
・作物統計調査：令和3年産水稲の8月15日現在における作柄概況	早期栽培等の作況指数（西南暖地）、都道府県別の作柄概況	生産流通消費統計課
・令和2年農作物作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率	全国・農業地域別・都道府県・田畑別の作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率	生産流通消費統計課

食品流通業界にも影響が大きいプラスチック資源循環促進法が成立しました（令和3年6月4日）

①設計・製造段階、②販売・小売段階、③排出・回収・リサイクル段階におけるプラスチックの資源循環の取組（3R+Renewable）を促進することを目的とした「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が6月4日に成立しました。施行は法律の公布日から1年以内の政令で定める日です。



＜以下右表詳細＞

■ [環境配慮設計指針] について

プラスチック製品の製造事業者や設計事業者が取り組むことが求められる設計指針が策定されます。

⇒国は認定プラスチック製品の調達を推進します。

■ [使用の合理化] について

ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者等）が当該プラスチックの使用を合理化するための判断基準が定められます。

⇒判断基準に照らしてワンウェイプラスチックの排出抑制が著しく不十分な提供事業者は勧告・公表・命令の対象とされます。

■ [排出事業者の排出抑制・再資源化]

プラスチックの排出事業者が、排出抑制や再資源化等に向けて取り組むべき判断基準が定められます。

⇒判断基準に照らしてプラスチックの排出抑制等が著しく不十分な排出事業者は勧告・公表・命令の対象とされます。

注1) 上記の「排出事業者」からは、中小企業基本法の「小規模企業者」その他の政令で定める者は除かれています（法第44条）。

注2) 上記の他、ワンウェイプラスチックの多量提供事業者やプラスチックの多量排出事業者（「多量」の具体的な要件は政令で定められます。）は主務大臣の報告徴収や立入検査の対象となります（法第55条、第56条）。

編集後記

▶ 当誌編集中心現在はオリンピック開催数日前であります。再び感染者が増え、対策が不安視される中でオリンピック・パラリンピック中はどうなってしまうだろうと心配がよぎります。今月号が皆様のお手元に届く頃にはまさに開催中ということになりますが、いざ始まれば不安が払拭されるような期間であってほしいと願っております。

ります。

▶ 6月より応募受付中の「輸出表彰」と「小売店等表彰」につきましては、このコロナ禍にも関わらず複数のお問い合わせを頂戴しました。結果については年末以降のお知らせとなりますが、この場を借りて周知にご協力いただいた皆様に御礼を申し上げます。(A)

編集

OFSI 食流機構

◆2021年8月号 / 通巻308号 ◆令和3年8月1日発行

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6F
☎ 03-5809-2175 FAX 03-5809-2183

✉ ofsi@ofsi.or.jp

ホームページ <http://www.ofsi.or.jp/>

☐総務部 ☎ 03-5809-2175
☐業務部 ☎ 03-5809-2176

▼再生紙を使用しています。